SuMPO環境ラベルプログラム 意見公募結果報告書

報告日	**2026/11/18**
意見公募実施期間	**2026/02/18 ～ 2026/03/18**
PCR原案受付番号	PDE-235
製品の属する分類	**IT 機器Sub-PCR**

No.	項番	項目	ご意見内容及び理由	変更提案	御意見に対する対応結果
1	4.4.5.4.3.	シナリオ ⑥自動処理端末装置	「1 日あたりの省エネモードの時間は 6 時間とする。」と省エネモード時間が固定されているが、省エネモード時間は現金処理回数（シナリオで設定）と省エネモードへの移行時間で決まるため、省エネモードへの移行時間を開示対象とし、各事業者で設定した時間としてはどうか。	Annex B の製品区分A について、1 日あたりの使用時間は 14 時間、省エネモードを有する場合は、省エネモードへの移行時間を宣言に記載し、各社の設定時間で計算**した時間を1日あたりの省エネモードの時間とする。** なお、移行時間については、検証の対象とする。	修正した。
2	4.4.5.4.2	⑥自動処理端末装置	⑥自動処理端末装置 AnnexB の製品区分A,B について、電源電圧単相 AC100V ±10 %、周波数50/60 Hz±1Hz での、以下条件（*2）に定めた動作モード、待機モード、および、省エネモードの消費電力を収集する。 上述に加え、消費電力の測定条件（変更提案内容）を記載してはどうか。	動作モードの消費電力は、自動処理端末装置に対して取引操作の開始を指示してから処理が完了するまでを測定区間とし、当該区間における消費電力量 E[Wh] を積算し、測定区間の経過時間 T[h] で除した Pavg=E/Tにより算出した平均有効電力[W]とする。これを同一条件で3回測定し、その算術平均値を動作モードの消費電力とする。 待機モードおよび省エネモードの消費電力は、各モードが安定した後の1分間を測定区間とし、当該区間における消費電力量 E[Wh] を積算し、測定区間の経過時間 T[h] で除した Pavg=E/Tにより算出した平均有効電力[W]とする。	修正した。
3	4.1.2.1	製品種類別の機能	項番間違い	4.1.1.1	修正した。
4	4.1.2.2	製品種類別の機能単位あたりの算定方法	項番間違い	4.1.1.2	修正した。
5	4.4.3	時間的システム境界	本PCRで定めない場合は不要ではないか	「GPI の「時間的システム境界」の規定に適合する範囲内において、時間的システム境界を独自に規定する場合は、Sub-PCR ごとに明記する。」の削除	修正した。
6	4.4.4.1	原材料調達段階	文章の整合性からの追加（下線部）	サプライヤーの製造サイトまたは梱包拠点から製造サイトもしくは組立サイトまたはその両方への材料、半組立品の輸送 （製造段階に含まれる工程は除く）	修正した。

7	4.4.5.1.2.	一次データの収集方法及び収集条件	【部品、付属品の製造に係るプロセスのデータ収集に関する規定】について、「部品、付属品の質量」「 部品、付属品の製造原単位」を収集することとなっているが、IDEAv3.4で関係項目を確認すると、単位は「円」「台」「個」となっている。質量データ収集の意図をお伺いしたい。また、質量で算定できる原単位があるのであればご提示頂きたい。		修正した。 参照データベースはIDEAだけを指定している訳ではないので、ご指摘の通り、質量以外の単位でも算定できる様に、質量以外に数量（台、個）、金額などでも算定出来る様に追記した。
8	4.4.5.1.3.	シナリオ	【外部からの購入品の包材に関する規定】について、包材の素材別質量比率が示されているが、購入品の包材は製造負荷のみの計上か（輸送や廃棄処理は対象外か）について明記をお願いしたい。また、本文中と表タイトルの意味が異なると思われるため、右記変更を提案する。	表タイトル、「購入部材の質量に対する比率」→「購入部材の包装資材における内訳比率」	修正した。 ご提案の「購入部材の質量に対する比率」では、何に対する比率かが明確ではないので、一部を変更し「購入部材の包装材における質量比率」とし、表タイトルも説明文に従って「購入部材の包装材における汁長比率シナリオ」と修正。
9	4.4.5.3.3.	シナリオ	【包装材に関する規定】 何の包装材かを明確にするための追加。なお、「包材」「包装材」「包装資材」の用語が使われているが、統一するか、内容が違うのであれば明確にして頂きたい。	製品の包装材は全て廃棄・リサイクルされるとみなし、出荷時の質量を用いてよい。	修正した。 用語を「包装材」に統一し、包装材に対する規定の対象を「製品の」を付け加え明確にした。
10	4.4.5.4.2.	データ収集方法および収集条件	「　抜け	【製品種類別 機器使用時の電力消費の一次データ収集方法及び収集条件に関する規定】 「IT 機器使用時における電力」は、機械器具ごとに、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」「特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」	修正した。
11	4.4.5.5.1	データ収集項目	■最終処理 撤去に記載の内容のため最終処理からは削除	~~※1 撤去は該当する場合にのみ算定対象とし、最終段階に含める。~~　削除	最終処理からは※1（撤去に関するコメント）を削除した。
12	4.4.5.4.2.	データ収集項目	■最終処理 全ての段階に右記が記載されているが、流通段階以降は不要、「例えば、輸送距離は、製品の市場までの加重平均に基づいて推計することもできる。」は流通段階のみではないか。	※2 輸送については、次の項目を一次データとして収集しなければならない。なお、燃費法及びトンキロ法の場合、輸送距離は原則特定する必要がある。特に、主要原材料（製品質量の大きな割合を占める）に関する輸送距離は一次データを収集することが望ましい。例えば、輸送距離は、製品の市場までの加重平均に基づいて推計することもできる。	修正した。 各ライフサイクル段階の輸送に係るコメントを修正した。

13	4.5	カットオフ基準	「カットオフ基準は、ライフサイクル影響評価（LCIA）結果によって示される分析対象製品システムの各環境影響の総量の最大5％に設定される。」とあるが、GPIでは「原則ライフサイクル段階ごとに適用しなければならない。」とある。GPIより緩和した基準を設定することは可能なのか。		GPIより緩和することはできない。 GPIでは、物質及びエネルギー投入量の95%以上を算出に含まなければならない。としており、原則ライフサイクル段階ごとに適用となっているので、GPIの範囲内の解釈ではある。 また、本PCRでは、エネルギー投入量についてのみ、IECの要求事項としての記載に修正している。
14	4.6.2	回収工程のアロケーション	行頭不揃い		修正した。
15	4.7.1.3	最終段階のシナリオ	【本PCR での廃棄物等の取扱い】　が「4.7.1.3 最終段階のシナリオ」内の項目となっているが、最終段階のみの取り扱いではないため、新たな項番として（4.7.1.4 等）として記載すべきではないか。		修正した。 「4.7.1.4 その他のシナリオ」を追加し、この項目に全段階の廃棄物に係る記述の【本PCR での廃棄物等の取扱い】　を移動した。
16	Annex E	廃棄・リサイクルシナリオ	「この設定が困難な場合については、リサイクル率0 %（全てが埋立処分される）としてもよい。」となっているが、リサイクルされないものについては4.7.1.3【本PCR での廃棄物等の取扱い】の通り「焼却できるものはすべて焼却処理、焼却できないものはすべて埋立処理」とすべきではないか。	リサイクルされない素材の埋立処分される質量 この設定が困難な場合については、（項番）【本PCR での廃棄物等の取扱い】に準じる。	修正した。
17	Annex E	廃棄・リサイクルシナリオ	本PCRでは、全て「リサイクルの準備として、解体処理、および破砕処理され」その後のリサイクル率を設定するとなっている。大型の製品はそのように処理されると考えられるが、本PCRで対象としている小型の製品では、回収されずそのまま廃棄処理されるものも有りうるように思うが如何か。その場合、『全てリサイクルの準備として、解体処理、および破砕処理される』製品群を指定し、それ以外のものは、回収率に応じてリサイクルシナリオ設定、非回収分は【本PCR での廃棄物等の取扱い】と他のPCRの扱いと揃えた方が良いのではないか。		ご指摘の通りだが、小型製品の廃棄シナリオのご提案がなかった為、今回は修正を見送る。

18	4.1.1.2 4.2	製品種類別の機能単位あたりの算定方法 ⑥ 自動処理端末装置 基準使用年数（RSL：Reference Service Life）	機能単位・基準使用年数について 4.2において「基準使用年数(RSL)」は、減価償却の法定耐用年数（以下、法定耐用年数）に基づき設定することを基本とする。」「ただし、基準使用年数より保守期間が長い年数となる場合や～（中略）～事業者における製品の保守期間を基準使用年数として設定してもよい。」とあるが、4.4.5.4.3. シナリオ⑥自動処理端末装置では「基準使用年数は5 年」とある。 また、検証申請書様式、「SuMPO-VC-05【検証申請書】」では「EPD①」シート　において 「●製品情報」に「RSL(基準使用年数)/耐用年数」を選択し、「年数」「使用条件」「年数を設定した根拠」を記入、 「＞LCA情報」に「基準フロー（機能単位を満たすために必要な製品数）」の記入する欄がある。 上述のように、検証申請書が「基準フロー」に対応した様式となっているため、機能単位・使用条件としては5年使用、保守期間が5年より長い場合は「耐用年数」としてその年数を記載し、「基準フロー」にて考慮、つまり本体分の負荷を5/（耐用年数）として計上することとしてはどうか。 なお、本体部分を基準フローを考慮して算定する場合、基準使用年数で除する必要は無い。 ※1　基準フロー（reference flow） 機能単位で表される機能を満たすために必要とされる，製品システム内のプロセスからのアウトプットを定量的に表した量。 [ISO 14040:2010 3.29	4.1.1.2 製品種類別の機能単位あたりの算定方法 「機能単位」あたりの環境影響は、基準使用年数（RSL）の使用とする。すなわち、基準使用年数（RSL）の使用（使用・維持管理段階）および製品 1 台あたりの環境影響（使用・維持管理段階以外）について基準使用年数（RSL）を考慮した基準フロー（機能単位を満たすために必要な製品数）を乗じて算定する。製品 1 台あたりの環境影響は、装置構成要素を基にした「4.4.5.4.2. 製品種類別データ一次データの収集方法及び収集条件」に定められたデータ収集を実施して算定する。 ⑥ 自動処理端末装置 4.4.5.4.3 のシナリオ*1 にて定める基準使用年数を考慮した基準フロー（機能単位を満たすために必要な製品数）を用いる。 すなわち、使用段階を除く1台あたりの環境影響に「基準フロー：基準使用年数（RSL）/耐用年数」を乗じて算定する。 4.2 基準使用年数（RSL：Reference Service Life）および耐用年数 Core-PCR に記載のある基準使用年数とは、特定の使用条件下において期待、又は予測される耐用年数を指す。機能単位を用いる場合、機能単位の一部として定められた機能(基準使用条件)を満たす事の出来る期間（基準使用年数「RSL」）をEPD に記載しなければならない。 本PCR のおける機械器具の「基準使用年数(RSL)」は、減価償却の法定耐用年数（以下、法定耐用年数）に基づき設定する。表8 に製品群ごとの基準使用年数を記載する。ただし、基準使用年数より保守期間が長い年数となる場合や、群ごとに定義された基準使用年数を適用できない製品の場合は、事業者における製品の保守期間を耐用年数として設定してもよい。この耐用年数（製品の保守期間）の妥当性は検証の対象とし、EPD に耐用年数を記載しなければならない。 また、宣言単位を用いる場合においても耐用年数を示さなければならない。	採用しないが、ご意見を受け一部修正。 4.2 基準使用年数（RSL：Reference Service Life）に関しては、耐用年数という新たな考えを入れるのではなく、「～の場合は、保守期間を基準使用年数と設定しても良い」と妥当性を説明して設定できる記載となっている。 RSLの年数を伸ばす場合（5年が7年）機能単位に落とし込めば単位あたりの環境負荷は低くできる。すなわち、長寿命は機能単位あたりで考慮される。 以上のことから、ご提案は採用せずとも評価できる。

19	4.4.5.4.3.	シナリオ	⑥自動処理端末装置 上記36行目に対応する修正。	使用時間[h]=（1 日あたりの稼動モード時間＋1 日あたりの待機モード時間+1 日あたりの省エネモード時間）×365 [day/year]×基準使用年数[year]もしくは耐用年数[year] ~~また、基準使用年数は5 年とする。~~削除	上記の通り、耐用年数ではなく、基準使用年数として設定しても良い事にしたので、耐用年数の追加はしない。
20		目次	項番にアウトラインを入れ、目次から飛べるようにして頂きたい		修正した。
		No18の意見についての考え方	機能単位・基準使用年数について EPDプログラムの文書の書きぶり及び検証申請書の記入欄より、 【1】「基準使用年数（5年）の使用」を機能単位とし、本体分については基準フローを考慮（長寿命化の場合は投入台数が少なくなる）した考え方で意見書を記載しています。 PCR意見公募案は、 【2】機能単位を1年とすることで、1年あたりで考えれば長寿命化の効果が出る、使用時はどちらにせよ1年あたりは同じという考え方のように思います。 （「耐用年数」が長い場合は「基準使用年数」そのものを「耐用年数」とし、例えば耐用年数7年の場合は使用期間7年で算定、使用段階の絶対量は大きくなるが、耐用年数で割ることで本体分は長寿命化効果が出る、使用時は1年あたりで考えれば同じ） 【1】も【2】も「1年あたり」でみれば同じになりますが、「機能単位」「基準使用年数」「基準フロー」のプログラムとしての定義に関わる部分と思いますので統一して頂ければと思います。 また、これまでの算定研修会での説明から、検証申請書の「活動量」は機能単位あたりで入力するものと思いますが、以下を入力することで合っていますでしょうか？ ・【1】の場合は使用・維持管理段階は5年、使用・維持管理段階以外については耐用年数7年の場合は1台あたりを5/7した数値（基準使用年数そのまま使用の場合は1）、 ・【2】の場合は使用・維持管理段階は1年、使用・維持管理段階以外については耐用年数7年の場合は1台あたりを1/7した数値（基準使用年数そのまま使用の場合は1/5） この「申請書に記載する活動量をどう考えるのか」も申請者が混乱するため明記した方が良いと思います。（PCR内ではなくプログラムとしてでも良いですが、申請者が分かるようにして頂きたいです）		－